

環境影響評価方法書について提出された住民意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>方法書のP111に示されている最も近い集落に住んでいる者ですが、大気汚染、悪臭、水質汚染、工事中の騒音などが心配です。</p> <p>第5章の環境評価において集落にも何らかの影響があるのではと思われるものの、一項目も調査地点に含まれていないのは何故でしょうか。集落は工事箇所より高い地点にあるので、大気の上昇とともに大気汚染や悪臭などの影響が出るのではないかと危惧されます。</p>	<p>調査地点は「青森県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づき、影響が考えられる地点、現況を把握できる地点を選定しています。集落についても影響が考えられるため考慮しており、環境影響評価項目（騒音、振動、悪臭）の調査地点として集落がある方向の対象事業実施区域の敷地境界を設定しております。</p> <p>なお、環境影響評価項目（大気質）については、「周辺の大気質の状況を把握できる地点」として対象事業実施区域内を、「配慮を要する施設」として対象事業実施区域最寄りの福祉施設を調査地点として選定しております。</p>
2	<p>住民は地下水を使用していますので、水質が悪化した場合はどうなるのか気になっております。</p>	<p>対象事業実施区域南東側にある駒込深沢地区の集落の住民の方（ご意見提出者様のお住まいがある集落の住民の方）との話し合いの中で、水が枯渇等した場合はこちら側で新しい井戸を掘るという内容で進んでいます。最終処分場内の遮水シートは汚水が浸透しないような工法としますが、万が一の場合に備えて話し合いをしております。</p>